


流山市ファシリティマネジメント施策の事業者提案による
流山おおたかの森駅南口都市広場の維持管理及び活用に関する
変更協定書




流山市（以下「甲」という。）と、東神開発株式会社（以下「乙」という。）とは、令和2年7月28日付けで締結した流山市ファシリティマネジメント施策の事業者提案による流山おおたかの森駅南口都市広場の維持管理及び活用に関する協定書（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 原協定書第1条中の図面を別紙図面に改める。

第2条 原協定書第6条中の「資産・管理区分表」を別紙「資産・管理区分表」に改める。

第3条 本協定書に定めのない事項については、原協定書のとおりとする。

この協定の締結を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。



令和3年3月31日

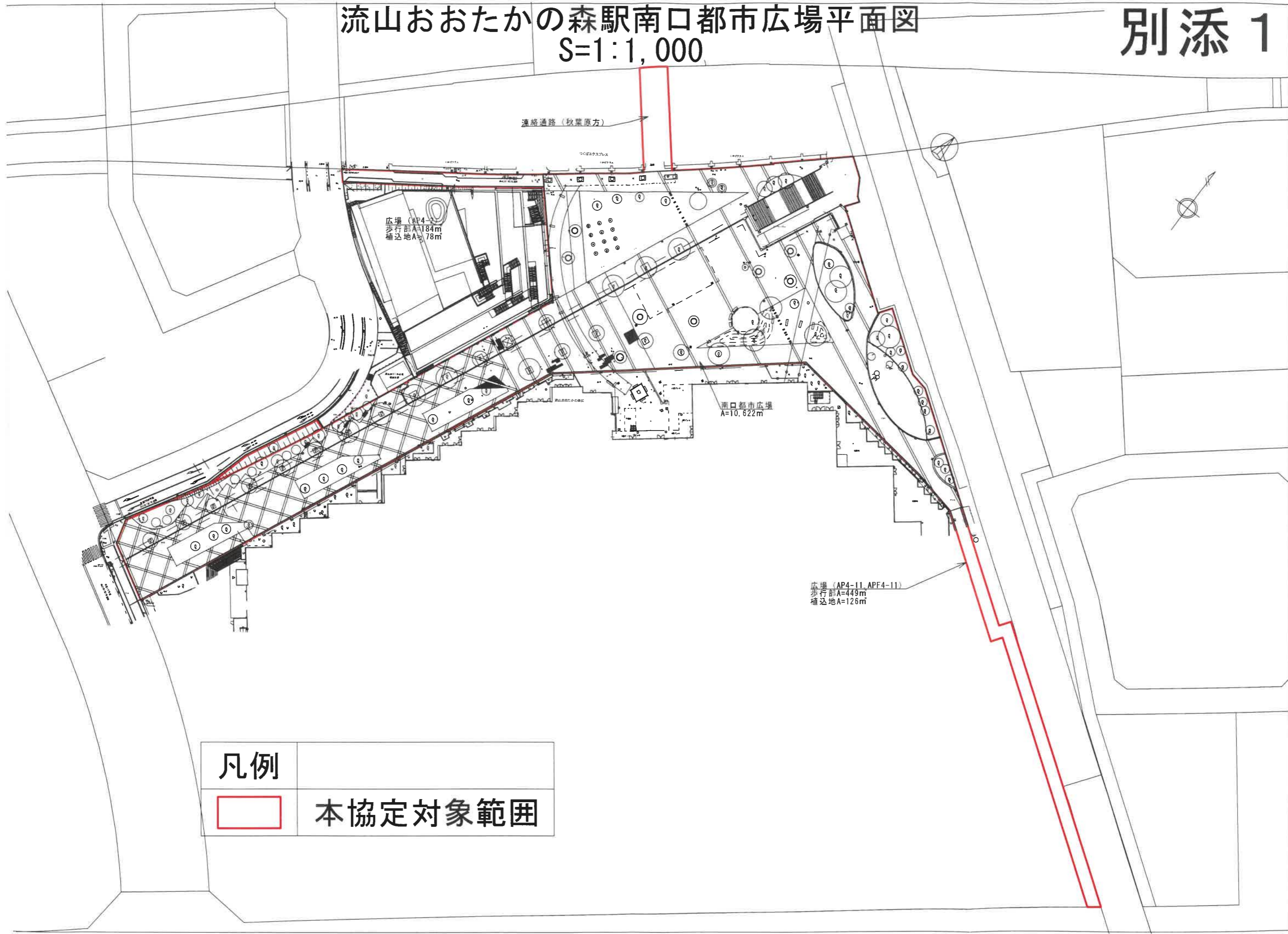
流山市平和台1丁目1番地の1
甲 流山市
流山市長 井崎 義治

東京都世田谷区玉川三丁目17番1号
乙 東神開発株式会社 営業本部
千葉事業部長 小池 貴

流山おおたかの森駅南口都市広場平面図

S=1:1,000

別添 1



連絡通路 (秋葉原方)

広場 (AP4)
歩行部A=184m
植込地A=78m

南口都市広場
A=10,622m

広場 (AP4-11, APF4-11)
歩行部A=449m
植込地A=126m

凡例	
	本協定対象範囲

資産・管理区分

仕様	資産区分	清掃・目視点検	修繕	電力・水道 使用料負担	備考
(1)全般					
舗装・ベンチ等	流山市(甲)	東神開発(乙)	流山市(甲) ※	-	※乙に起因する修繕については、乙が行う。
(2)照明設備					
広場照明器具	流山市(甲)	東神開発(乙)	流山市(甲)	東神開発(乙)	
連絡通路LED照明器具	流山市(甲)	東神開発(乙)	流山市(甲)	東神開発(乙)	
(3)イベントインフラ設備					
電源設備	流山市(甲)	東神開発(乙)	流山市(甲)	東神開発(乙)	
給排水設備	流山市(甲)	東神開発(乙)	流山市(甲)	東神開発(乙)	
(4)東神開発資産物件(広場等の活用に係る物件)					
ステージ構築物および付属設備	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	
店舗建築物および付属設備	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	
パラソル基礎および付属設備	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	-	
その他(キッチンカー等)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	

植栽管理区分

仕様	資産区分	維持管理					備考
		灌水設備点検	除草	施肥・消毒	剪定	交換・補植	
低木・プランター(60cm未満)	流山市(甲)	東神開発(乙)※	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	東神開発(乙)	※甲にて設置する自動灌水設備に異常がないか点検を行う。
中木(60cm以上3m未満)	流山市(甲)	-	-	流山市(甲)	流山市(甲)※	流山市(甲)	※高所作業車の使用を要しない程度の軽微な剪定のみ乙が行う。(広場歩行者への接触や、台風等の強風時に飛散が懸念される枝等を適宜処理)
高木(3m以上)	流山市(甲)	-	-	流山市(甲)	流山市(甲)※	流山市(甲)	※高所作業車の使用を要しない程度の軽微な剪定のみ乙が行う。(広場歩行者への接触や、台風等の強風時に飛散が懸念される枝等を適宜処理)
芝生	流山市(甲)	東神開発(乙)※	流山市(甲)	流山市(甲)	-	流山市(甲)	※甲にて設置する自動灌水設備に異常がないか点検を行う。

